

---

## 平成24年第3回玖珠町議会定例会会議録(第5号)

---

平成24年9月24日(月)

---

### 1. 議事日程第5号

平成24年9月24日(月) 午前10時開議

- 第 1 委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
  - 第 2 討論
  - 第 3 採決
  - 第 4 議員派遣について
  - 第 5 委員会の継続審査の付託について
  - 第 6 議員発議  
意見書(案)の提出について
- 

### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
  - 日程第 2 討論
  - 日程第 3 採決
  - 日程第 4 議員派遣について
  - 日程第 5 委員会の継続審査の付託について
  - 日程第 6 議員発議  
意見書(案)の提出について
- 

出席議員(15名)

- |     |         |      |         |
|-----|---------|------|---------|
| 1 番 | 廣 澤 俊 幸 | 2 番  | 大 谷 徹 子 |
| 3 番 | 宿 利 忠 明 | 4 番  | 石 井 龍 文 |
| 5 番 | 中 川 英 則 | 6 番  | 菅 原 一   |
| 7 番 | 河 野 博 文 | 8 番  | 尾 方 嗣 男 |
| 9 番 | 秦 時 雄   | 10 番 | 松 本 義 臣 |

12番 清藤一憲

13番 藤本勝美

14番 片山博雅

15番 繁田弘司

16番 高田修治

欠席議員（1名）

11番 宿利俊行

---

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 大蔵順一

議事係長 小野英一

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 朝倉浩平

教育長 本田昌巳

総務課長 帆足博充

まちづくり  
推進課長 麻生太一

環境防災課長兼  
基地対策室長 中島圭史

税務課長 帆足浩一

福祉保健課長 日隈桂子

住民課長 本松豊美

建設水道課長兼  
公園整備室長 平井正之

農林業振興課長兼  
農業委員会  
事務局長 梅木良政

商工観光振興  
課長 村木賢二

会計管理者兼  
会計課長 横山弘康

教育総務課長 穴本芳雄

学校教育課長 米田伸一

社会教育課長兼  
中央公民館長兼  
わらべの館館長 河島公司

行政係長 石井信彦

---

午前10時00分開議

○議長（高田修治君） おはようございます。

本日は、議会だより掲載のため写真撮影の申し込みがありましたので、これを許可しています。

本日の会議に欠席の届け出が提出されておりますので、ご報告いたします。

議員につきましては、11番宿利俊行君、病気療養のため欠席の届け出が提出されております。

執行部につきましては、人権同和啓発センター所長山本五十六君、公務のため欠席の届け出が提出されております。

ただいまの出席議員は15名です。

会議の定足数に達しております。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

## 日程第1 委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑

○議長（高田修治君） 日程第1、委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑を行います。

最初に、総務常任委員会の報告を求めます。

総務常任委員長 秦 時雄君。

○総務常任委員長（秦 時雄君） おはようございます。

総務常任委員会報告。

平成24年第3回玖珠町議会定例会において、総務常任委員会に審査の付託を受けました議案5件について、9月11日に執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

### 1 議案第64号 辺地（鏡辺地）に係る総合整備計画の変更について

本案は、辺地（鏡辺地）に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進するため、その内容を一部変更するものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

### 2 議案第65号 玖珠町災害派遣手当の支給に関する条例の制定について

本案は、災害対策基本法に基づき、他市町村から派遣される職員に対し災害派遣手当を支給するため、制定するものであります。

災害派遣手当の額については、昭和37年、自治省告示第118号にその基準が定められており、今回の手当の支給額を制定するに当たって古後地区の豪雨災害の対応のために、縣市町村からの災害派遣を県に要請しました。現在、本町への派遣は、由布市、日出町、九重町から各1名が予定されています。現在協議中ですが、他市町村の職員が町内に滞在する場合に、災害派遣手当を支給するため、本条例を制定するものであります。

主な質疑応答は次のとおりです。

（問）条例中別表の、公用の施設またはこれに準ずる施設とは。

（答）町営住宅などの公用の施設です。本町は他自治体からの災害派遣職員の滞在住居は、民間住宅の借り上げで対応します。

（問）カウベルランドや三日月の滝などの宿泊施設は「これに準ずる施設」に該当するのか。

（答）これらの施設については営業的な要素でありますので、現在のところ宿泊は予定していません。

（問）玖珠町職員が災害派遣されているが、どのような状況なのか。

（答）現在、町職員を宮城県石巻市に1名派遣しています。石巻市の条例によって、災害派遣法に基づいた手当が支給されています。

（問）県下の本条例の制定状況は。

(答) 大分県が制定しています。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

### 3 議案第67号 玖珠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

本案は、派遣などによって住居を移転し、単身で生活する職員に対して国家公務員及び他市町に準じて単身赴任手当を支給するため、条例を整備するものであります。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 本議案は議案第65号との関連議案か。

(答) 今回の豪雨災害における他市町村からの職員の派遣を受け入れるために整備するもので、議案第65号が災害派遣手当、議案第67号が単身赴任手当、この2つの手当の規定がないために今回上程するものであります。

(問) あくまでも受け入れをした市町村が支給するということであるか。

(答) そうであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

### 4 議案第68号 玖珠町手数料条例の一部を改正する条例について

本案は、火入れ許可に関する手数料などの見直しに伴い、条例の一部を改正するものであります。

これまで、ボランティアで行う河川の清掃、害虫駆除などの火入れも年間10件程度ありますが、この場合でも手数料を徴収していました。これについて、おかしいのではないかと町民から要望書が提出されたこともあり、町として県下の状況を調べたところ、手数料を徴収しているのは18市町村の中で4市町のみでありました。また、過去の火入れ手数料実績も少額であり、火入れ許可手続の簡素化にも寄与することから、手数料についてはこれを廃止するものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました

### 5 議案第75号 平成24年度玖珠町一般会計補正予算(第4号)について。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ7億7,203万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億9,404万9,000円とするものであります。

予算の概要について、総額7億7,203万8,000円の増加であります。今回の補正の内容については、豪雨災害からの早期復旧・復興を行うとともに、迅速かつ、きめ細かな対応を行うために豪雨災害関連事業を予算計上したものであります。また、今後の地域振興をより一層推進するため、まちづくり推進対策経費を予算計上したものであります。

主な事業概要について、豪雨災害復旧、復興対策事業費が総額9億4,065万2,000円となります。また、地域活性化・まちづくり推進対策が1億1,249万3,000円となります。これを合わせると10億5,314万5,000円となりますが、補正で総額7億7,203万8,000円となります。この減額については、玖珠九重行政事務組合の平成23年度決算に伴う繰越金の確定による負担金の減額や工業団地進入路の事業実施年度の変更などによる減額であります。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 玖珠町E C Oライフセンターについて、どのような施設か。

(答) メルヘンしゃぼん工房の場所に建て替えを予定しているもので、現在、実施設計中でありませす。E C Oライフセンターは環境基本計画とバイオマスタウン構想に基づいてメルヘンしゃぼん工房及びエコライフ推進協議会が中心となり、資源リサイクル、ごみ減量、C O 2削減を目指して、現在行っている廃食油を使用した石けんやろうそくづくりの設備のほか、廃食油を精製して車などの燃料に使用するバイオディーゼル燃料などをつくる設備などを設置することになっています。建設の財源については、特防事業で行います。

(問) E C Oライフセンターの運営についての説明を。

(答) 当面は町で運営します。今後も広報などを通じて環境問題の啓発や周知を行いながら、早急に新規会員の加入及び後継者の育成に努める必要があると考えます。また、バイオディーゼル燃料は、当面はごみ収集車1台に試用することを考えていますが、需要が増えれば給食センターや事業所などからも回収し、精製量を増やしていきたいと考えています。

(問) 今回の豪雨災害で、古後方面などが林地崩壊などの大きな被害を受けた。私有地(林地)についても補助の対象となるのか。

(答) 急傾斜地等の崩壊の被害状況は、建設課が把握しているのが30カ所。急傾斜地の県の枠が少ない状況にあり、町単費の急傾斜地補助事業や林地崩壊防止事業、そして治山事業などを検討しながら予算執行を進めていきます。まだ最終調整には入っていませんが、現在、現地と制度のすり合わせを行っています。

(問) 町指定文化財保存整備補助金についての説明を。

(答) 今回の豪雨による旧久留島庭園の災害復旧費146万円と清田川レンゲツツジの表示板の設置などがあります。

(問) スポーツ交流事業負担金80万円について説明を。

(答) ブータン国の子供たちとサッカー交流試合を玖珠町で行いたいとの話がありました。10月に開催予定であり、町の負担金として80万円を計上しています。

(問) 森林整備地域活動支援交付金の減額3,192万8,000円について説明を。

(答) 森林整備計画の対象面積の県内表示が500ヘクタールから50ヘクタールに縮小、当初予算2,700万円から2,430万円の減額をしたこと、作業道の改良が3,846ヘクタールから1,939ヘクタールに縮小(当初予算1,538万5,000円から762万8,000円の減額したこと)など、2つの要因で減額となりました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案5件について、審査結果の報告を終わります。

○議 長(高田修治君) 総務常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番宿利忠明君。

○3 番（宿利忠明君） ちょっとお尋ねしますが、森林整備地域活動支援交付金の減額が500ヘクタールから50ヘクタールというのに県の内示が減った理由なんかは。

○総務常任委員長（秦 時雄君） それは、説明はありません。こういうふうに対象は減ったということですね。減額されたという説明でありました。

○議長（高田修治君） ほかに質問ありませんか。  
（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。  
総務常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長繁田弘司君。

○産業建設常任委員長（繁田弘司君） 産業建設常任委員会報告。

平成24年第3回玖珠町議会定例会において、産業建設常任委員会に審査の付託を受けました議案5件、陳情2件について、9月11日、執行部出席のもと、審査した結果を報告します。

開会后、書類審査に先立ち、陳情2件について現地調査を行いました。現地調査終了後、委員会次第により議案第62号から審査を行いました。

1 議案第62号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてであります。

議案質疑でも質問がありましたが、妥当な額であると判断しました。

委員より、雇用について今後このようなことのないよう十分注意するようとの意見がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

また、今回の賠償によって水道料金に反映することはありませんが、水道会計は特別会計であり、想定外の場合は議会の承認を得て一般会計からの支出もあり得るとのことでした。

2 議案第71、72号は、町道片草第二支線の廃止と認定です。

使用されなくなった町道の一部を廃止し、残りを町道にするものであります。廃止された町道の土地を地元払い下げの可能性もあり、既に水の工場を近くにつくる話もあることから、扱いについては十分注意をするように申し添えました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第76号は、平成24年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第1号）であります。

特に問題はなく、審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第80号は、平成24年度玖珠町水道事業会計補正予算（第1号）であります。

主な内容は、議案第62号の損害賠償にかかわる予算であり、審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

5 陳情第9号は、町道田中線の幅員拡幅改良整備についての陳情です。

この田中線は、運動公園の進入道路として最近交通量が増え、大型バスの進入が不可能であります。また、先にある自動車学校、し尿処理車やごみ収集車の通行道路でもあり、早急に拡幅に向けた取り

組みが必要とされると判断しました。

審査の結果、本陳情は妥当なものであり、全会一致で採択すべきものと決しました。

6 陳情第11号は、町道萩ヶ原線土砂災害に伴う早期復旧工事の陳情です。

先の災害で極めて危険な状態の箇所が3カ所あり、いずれも早い復旧が必要とされます。

審査の結果、本陳情は妥当なものであり、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会に付託を受けました議案5件、陳情2件につきまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（高田修治君） 産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番片山博雅君。

○14番（片山博雅君） 委員長にお尋ねします。

議案第62号、損害賠償に係る和解及び和解及び損害賠償の額の決定であります。これは平成12年から10年間の賃金未払いというんですか、格差を訂正しなかった分の損害賠償だと聞いております。

この金額の中で、本来原告請求はたしか273万円、そして調停で成立ということで裁判前に和解という説明を受けました。この中で180万の損害賠償、私は高いと思いますが、もっと和解の段階で値切るべきでなかったかと思いますが、その話はなかったですか。

○議長（高田修治君） 委員長。

○産業建設常任委員長（繁田弘司君） お答えします。

この調停につきましては、双方の弁護士が入ってしまして、この額で落ち着いたということであり。向こう側の要求に満額応ずれば273万、弁護士同士の話によって180万ということで、委員会としては妥当な金額であるということ判断しまして、決しました。

○議長（高田修治君） ほかにありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、文教民生常任委員会の報告を求めます。

文教民生常任委員長河野博文君。

○文教民生常任委員長（河野博文君） こんにちは。文教民生常任委員会の報告をいたします。

平成24年第3回玖珠町議会定例会において、文教民生常任委員会に審査の付託を受けました議案5件、陳情1件について、9月11日に執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

1 議案第69号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の改正に伴い、支給対象遺族の範囲が兄弟姉妹まで拡大されたため、改正するためのものであると執行部より説明がありました。

委員より、同居、生計を同じくする者に限るとはということかと質問がありました。執行部より、

これまでは同居しているものに限り支給されるということであったが、同居していなくても生計維持を一緒にしてきた者にも支給されるというように法律が拡大されたと説明がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

## 2 議案第70号 玖珠町ひとり親家庭等に関する条例について

本案は、ひとり親家庭等の医療費の助成を12月より大分県下統一して行うことになり、償還払いから現物支給に変更するため改正するものであると説明がありました。

委員より特に質問はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

## 3 議案第77号 平成24年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

本案は、歳入歳出予算の補正第1条既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,877万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6,327万8,000円とするものであります。

この補正の主な要因は、償還金等新たな支出が発生しましたので、特別会計を運営する上で基金から約4,000万円を繰り入れるとの説明がありました。

委員より、①運営は順調に推移しているか、②基金はどのくらいになるのかと質問がありました。執行部より、①介護費・高齢者医療費等が多くなって厳しい状況にあります。②このまま推移すれば基金はほとんどなくなりますと説明がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

## 4 議案第78号 平成24年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

本案は、保険事業歳入歳出予算の補正第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,137万9,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ19億2,718万8,000円とするものであります。

この補正の主な要因は、過年度の調整金を国・県の決定により調整するとの説明がありました。

委員より特に質問はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

## 5 議案第79号 平成24年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

本案は、歳入歳出予算の補正第1条既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ490万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億956万円とするものであります。

この補正の主な要因は、大分県連合会からの保険料決定により調整するとの説明がありました。

委員より特に質問はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

## 6 陳情第10号 学校図書館の蔵書整備促進についての陳情書について

本陳情は、玖珠町大字帆足241の2大分県書店商業組合玖珠支部合資会社都久屋渡辺和彦氏、有限会社大根屋大塚正治氏より提出されたものであります。

本陳情の要旨は、学校図書館の蔵書整備促進についてであります。執行部より、陳情書にあるとおり学校図書館における事典などは高価で整備が十分でないこと、学力テストの結果でわかった読解力



を要する応用問題が弱いことへの対策に学校図書が必要なこと、交付税算入額に比べ小・中学校の図書費の総額が少ないこと、図書購入についてはそれぞれの学校で購入しているが、地元からの購入は少ないと説明がありました。

審査の結果、本陳情は妥当なものであり、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、文教民生常任委員会に付託を受けました議案5件、陳情1件について、審査結果の報告を終わります。

以上です。

○議長（高田修治君） 文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 6の陳情第10号、学校図書館の蔵書整備促進についての陳情であります。

これの一つその中の文章の中で、交付税参入額に比べて小・中学校の図書費の総額が少ない。私が承知しているのは、例えば小・中学校の図書費は交付税措置としてその中に算入されている、そしてそれも中学校、小学校の数とか生徒数とかクラスとか、それらをすべての中で算定されて、その図書費というのが実際あるんですけども、それを満額使っている自治体もあれば満額使っていない自治体があると私は聞いておるんですけども、玖珠町の場合はそこら辺の何か説明がありましたか。

○議長（高田修治君） 河野委員長。

○文教民生常任委員長（河野博文君） その辺の説明については特にありませんでした。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 地元からの購入は少ないと説明ということであります。聞くところによりますと、特に学校図書に関しましては中央の大手が一手に図書を入れているということを知っております。それで、地元の本屋さんには、その意味においては実質的に地元で買われていない率は高いということに、そういうふう聞いておりますけれども、玖珠町の場合どういうふうになっているかとか、そういうところの執行部の説明はありましたか。

○議長（高田修治君） 河野委員長。

○文教民生常任委員長（河野博文君） その件につきましては、図書の購入については各学校にお任せしてある、校長が判断されているということでもあります。今のところ、図書の購入については学校ごとに購入しているんですけども、町内を使われる割合が50%行っていないぐらいじゃないかなということでございます。

以上です。

○議長（高田修治君） ほかにありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、決算特別委員会の報告を求めます。

決算特別委員会委員長松本義臣君。

○決算特別委員長（松本義臣君） 決算特別委員会報告。

平成平成24年第3回玖珠町議会定例会において、決算特別委員会に審査の付託を受けました平成23年度一般会計並びに各特別会計、水道事業会計の決算認定案件7件について、9月13日、14日の両日、執行部出席のもと審査した結果を報告します。

今回の決算特別委員会は、議長と議会選出の監査委員を除く（議長はオブザーバー）全議員をもって審査に当たることから、報告は簡略化いたします。（決算特別委員会報告は、P193～P197に掲載）

書類審査に先立ち、玖珠町総合運動公園建設事業、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業（森自治会館建設事業）、鳥獣被害防止総合対策整備交付金事業（内匠地区）の現地調査を行いました。

各案件の書類審査では、まず執行部に決算概要の説明を求め、質疑、審査を行いました。

その結果、本定例会で付託を受けました平成23年度一般会計、各特別会計、水道事業会計の決算認定案件7件を原案のとおり全会一致で認定すべきものと決しました。

なお、各議案の主な審査の内容は次のとおりになっておりますので、お手元の報告書をご参照していただきたいと思ひます。

以上であります。

○議長（高田修治君） 決算特別委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

決算特別委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

## 日程第2 討論

○議長（高田修治君） 日程第2、これより討論を行います。

お諮りします。議案第63号は人事案件であります。議案の性格上、討論を省略したいと思ひますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第63号は討論を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

議案第62号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 議案第64号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 議案第65号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 議案第67号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 議案第68号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 議案第69号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 議案第70号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 議案第71号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 議案第72号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 議案第75号に対する反対意見の発言はありませんか。

- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 議案第76号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 議案第77号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 議案第78号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 議案第79号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 議案第80号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 議案第81号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 議案第82号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 議案第83号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (高田修治君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第84号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第85号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第86号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第87号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 以上で討論を終わります。

### 日程第3 採決

○議 長（高田修治君） 日程第3、これより採決を行います。

議案第62号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてであります。

委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長（高田修治君） 起立多数です。着席ください。

よって、議案第62号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第63号、玖珠町教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第63号については、同意することに決しました。

次に、議案第64号は、辺地（鏡辺地）に係る総合整備計画の変更についてであります。

議案第64号について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第64号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第65号、玖珠町災害派遣手当の支給に関する条例の制定についてであります。

議案第65号について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第65号は、原案のとおり可決することに決しました。

議案第67号から議案第69号の3議案は、条例の一部改正であります。

別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括して採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高田修治君) 異議なしと認めます。

議案第67号から議案第69号の3議案について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第67号から議案第69号の3議案は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第70号、玖珠町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の制定についてであります。

議案第70号について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第70号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第71号、72号は、町道片草第2支線の廃止と認定です。一括して採択したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高田修治君) 異議なしと認めます。

議案第71号、72号について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第71号、72号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第75号は、平成24年度玖珠町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

議案第75号について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第75号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第76号から議案第80号までの5議案は、平成24年度特別会計及び水道事業会計の補正予算であります。

別に反対の発言もありませんでしたので、これを一括して採決いたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

議案第76号から80号までの5議案について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第76号から議案第80号までの5議案は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第81号は、平成23年度玖珠町一般会計歳入歳出決算の認定であります。

議案第81号について、委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第82号から議案第87号までの6議案は、平成23年度玖珠町各特別会計並びに水道事業会計の決算認定案件であります。

別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括して採決いたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第82号から87号までの6議案は、一括して採決することに決しました。

議案第82号から87号までの6議案については、いずれも委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第82号から87号までの6議案については、原案のとおり認定することに決しました。  
次に、常任委員会の審査の付託を受けました陳情3件について採決を行います。

陳情第9号は、町道田中線の幅員拡幅改良整備についての陳情です。

委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、陳情第9号は採択することに決しました。

次に、陳情第10号、学校図書館の蔵書整備促進についての陳情であります。

委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、陳情第10号は採択することに決しました。

次に、陳情第11号、町道萩ヶ原線土砂災害に伴う早期復旧工事についての陳情であります。

委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、陳情第11号は採択することに決しました。

#### 日程第4 議員派遣について

○議 長(高田修治君) 日程第4、議員派遣について議題といたします。

今定例会より12月定例会まで、別紙議員派遣について異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(高田修治君) 異議なしと認めます。

よって、本件は可決されました。

#### 日程第5 委員会の継続審査の付託について

○議 長(高田修治君) 日程第5、委員会の閉会中の継続審査の付託についてお諮りします。

議会運営委員会及び基地対策特別委員会、総合運動公園整備検討特別委員会から会議規則第75号の規定に基づき、委員会の所管事務について閉会中においてもなお継続審査したい旨の申し出がありましたので、これを議題といたしたいと思いますが、異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、お手元にお配りいたしました継続審査付託表のように、閉会中にそれぞれの委員会が所管事務について継続審査を行うことにいたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会及び基地対策特別委員会、総合運動公園調査検討特別委員会は、閉会中においても所管事務について継続審査を行うことに決しました。

## 日程第6 議員発議

### ・意見書（案）の提出について

○議 長（高田修治君） 日程第6、議員発議を議題といたします。

お手元に配付してあります発議第4号と第5号が提出されています。これを直ちに議題といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

初めに、発議第4号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書（案）について、提出者の説明を求めます。

提出者 8 番尾方嗣男君。

○8 番（尾方嗣男君） こんにちは。

発議第4号

平成24年9月24日

玖珠町議会

議 長 高 田 修 治 殿

提出者	玖珠町議会議員	尾 方 嗣 男
賛成者	々	宿 利 忠 明
	々	石 井 龍 文
	々	松 本 義 臣

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書（案）

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、わが国は京都議定書において、第1約束期間である平成20年から平成24年までの間に、温室効果ガスを6%削減することが国際的に義務付けられているが、そのうち3.8%を森林吸収量により確保するとしている。

このような中、「地球温暖化対策のための税」が平成24年10月に導入される一方、「森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保」については、「平成24年度税制改正大綱」において、「平成25年度実施に向けた成案を得るべくさらに検討を進める」とされている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

#### 記

二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を、森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月24日

大分県玖珠町議会議長 高 田 修 治

衆議院議長 横路孝弘 殿

参議院議長 平田健二 殿

内閣総理大臣 野田佳彦 殿

財務大臣 安住 淳 殿

総務大臣 川端達夫 殿

国家戦略担当大臣 古川元久 殿  
農林水産大臣 郡司 彰 殿  
環境大臣 細川豪志 殿  
経済産業大臣 枝野幸男 殿

○議長（高田修治君） ただいま、提出者から説明がありましたが、これについて質疑はありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

発議第4号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

発議第4号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書（案）の提出について、別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを採択いたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

発議第4号について賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高田修治君） 挙手全員です。

よって、本意見書案は可決されました。

次に、発議第5号、伊方原発の再稼働に反対する意見書（案）について、提出者の説明を求めます。  
提出者5番中川英則君。

○5番（中川英則君） お疲れさまです。

発議第5号

平成24年9月24日

玖珠町議会

議長 高田修治 殿

提出者 玖珠町議会議員 中川英則

賛成者 々 繁田弘司

## 伊方原発の再稼働に反対する意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

皆様に配付しています伊方原発の再稼働に反対する意見書（案）の内容について説明をいたします。

四国電力の伊方原発は、愛媛県伊方町にあり、玖珠町から100キロメートルの距離であります。今回、南海トラフ巨大地震という津波の大きさが30メートルを越す地震が想定される中での伊方原発の再稼働は、大分県はもとより玖珠町にも放射能という目に見えない甚大な被害が想定されます。

よって、国会及び政府に対して、伊方原発の再稼働を認めないよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出したいと思っております。皆様方の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高田修治君） ただいま、提出者から説明がありました。これについて質疑ありませんか。  
（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

発議第5号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

発議第5号、伊方原発の再稼働に反対する意見書（案）の提出について、別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを採択いたしたいと思っております。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

発議第5号について賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高田修治君） 挙手全員です。

よって、本意見書案は可決されました。

ここで、議案第63号で玖珠町教育委員会委員に任命されました河野明美さんのごあいさつを受けたいと思っております。しばらくお待ちください。

河野明美さんのごあいさつを受けたいと思っております。お願いします。

○教育委員会委員（河野明美君） こんにちは。ただいまご紹介をいただきました河野明美でございます。

本日は、引き続き玖珠町教育委員会委員のご選任同意をいただき、誠にありがとうございます。

この4年間委員を務め、感じさせられましたことは、社会のニーズの多様化による教育行政に対す

る期待の大きさでございます。学力向上、中学校再編、高等学校再編と、玖珠町では教育を取り巻く課題が数多くあります。また、大分県内では今後経験豊かな教職員が大量に退職していくことから、若い教職員の人材の確保も大きな課題となっております。

こういった状況の中、教育委員を引き続き担っていくことには大変な重責がありますが、教育委員会を初め、関係機関の皆様方とともに童話の里玖珠町の子供たちが健やかにたくましく育っていく環境づくりに、微力ながら尽くしてまいりたいと思います。

最後になりますが、皆様方のご指導、ご協力をお願い申し上げ、選任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高田修治君） どうもありがとうございます。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

ここで、町長より発言の申し出がありますのでこれを許します。

朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） 平成24年第3回玖珠町議会定例会の閉会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

秋の穫り入れを前に大型で猛烈な台風16号の被害が心配されましたが、雨、風ともに予想に反し、何とか穏やかに通過してくれました。特に被害もなくほっとして胸をなでおろしたところであります。

今定例会は、去る9月6日から本日24日までの19日間の日程でありました。ご提案申し上げました専決処分の承認案件、教育委員会委員の任命案件、辺地計画の変更案件、条例の制定・改正案件、町道路線の廃止・認定案件、物品購入契約案件、建設工事請負契約案件、平成24年度補正予算案件、平成23年度歳入歳出決算認定案件など計27議案、追加議案といたしまして土地取得契約案件、バス購入契約案件、建設工事委託契約案件の3議案の追加により合計30議案と、そして報告案件3件につきまして、議員各位の慎重なるご審議を賜り、いずれの案件につきましてもご承認いただいたところであります。誠にありがとうございます。

会期中、本会議あるいは委員会などの審議におきまして、議員各位から本町の直面するさまざまな懸案、課題への活発なご議論により、数多くの留意事項や、町政推進に当たってのいろいろなご意見やご提案をいただいたわけでありますけれども、真摯に前向きに検討していきたいと考えているところであります。重ねてお礼申し上げます。

次に、諸般の報告につきまして、3件申し上げます。

まず、スポーツの秋第65回県民体育大会であります。9月8日から10日までの3日間開催され、議員各位におかれましても暑い中にご参加をいただき、大変ご苦労さまでございました。今回は、県南ブロック、佐伯市を中心会場に開催され、玖珠郡は昨年の15位から順位を3つ上げ、総合12位となり、躍進1位を獲得するとともにC部3位の好成績を収めたところでございます。

初日に行われました開会式では、弓道の河津笑夫さんが荣誉ある50回出場の表彰を受けました。心より敬意を表すとともにお喜びを申し上げます。また、優勝されましたラグビーとクレール射撃、相撲

個人の詣坂選手には心からお祝いを申し上げます。中でも今大会では、議員ソフトボールに大健闘していただき、3位という好成績を収めていただきました。選手、議員の皆様には大変お疲れさまでございました。

次に、嬉しい報告であります。9月19日に文部科学省より通知が来しました。8月13日、旧豊後森機関区の扇形機関庫と転車台が正式に国の登録有形文化財となりました。この扇型機関庫は全国でもほとんど残っておらず、九州では唯一のものであります。旧豊後森機関区の保存運動は、昭和の末期から本格化し、平成13年の署名活動では当町の当時の町の人口を上回る2万2,437名の署名をいただきました。平成17年にはJR九州から購入し、平成23年7月には登録有形文化財への申請を行っていたところであり、10年を超える保存活動が住民などにより行われ、扇型機関庫と転車台はイベント等にも積極的に活用されており、現在も多くの人や団体によって支えられています。このような民間の取り組みも評価されたものだと考えております。今回の登録により、保存とまちづくりへの活用を積極的に図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、9月11日、12日、玖珠町敬老月間の取り組みといたしまして、町内で100歳以上の方、12名の方に、年度内に100歳になれる方も含めまして、12名の方にお祝いの表敬訪問をさせていただきました。最高齢者は106歳になれる森合町の倉成ツギさんです。長生きの秘訣をお聞きしたところ、「早寝早起きでよく働けば元気で長生きできますよ」とのことでした。また9月16日より1週間の敬老週間として70歳以上の方へ玖珠町老人福祉センターの入浴料無料の開放も行ったところであり、これからも健やかな毎日でありますよう、お祈りしたいと思っております。

以上、諸般の報告といたしまして、3件申し上げます。

本年度も9月が終わり、10月に入ろうとしています。現在、7月の九州北部豪雨災害の復旧対策として、土木災害、農林災害の災害査定への対応と復旧工事の早期発注に向けて農林業振興課、建設水道課で取り組んでいるところでございます。あわせて、今年度当初予算に計上されました事業の執行につきましても計画的に進めているところであります。

さらに、来年度に向けた取り組みといたしまして政策事業3カ年計画の策定、24年度の当初予算の編成作業に向けて、その調整事務をこれから行うところであります。第5次総合計画の推進と「暮らしやすいまちづくり、自立・持続可能なまちづくり」をキーワードに具体的な施策の検討を進めてまいりたいと思っております。

さて、9月に入り厳しい残暑もようやく遠のき、秋の気配、彼岸入りとともに秋らしく、朝夕涼しさとともに爽やかな好天が続いております。季節はまさに実りの秋でございます。今のところ5年連続台風の上陸はなかったことで、今年の稲の刈り入れも豊作であってほしいと願っているところでございます。

最後になりましたけれども、実りの秋とともに秋はスポーツの秋でもございます。さきの第65回の県民大会におきまして、議員各位の目覚ましいご活躍に改めて敬意を表しますとともに、今後とも議員各位におかれましては運動を通じた健康づくり、十分にご留意いただき、町政の発展のため、ますま

すご活躍されるようご祈念申し上げる次第でございます。

これをもちまして、平成24年度第3回玖珠町議会定例会の閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。誠にありがとうございます。

○議長（高田修治君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成24年第3回定例会は、去る9月6日から本日まで19日間にわたり、議員各位はもとより、執行部におきましても、終始極めて真剣な審議をいただき、いずれも重要な案件を結成する妥当な結果を得ましたことを感謝申し上げます。加えて、議会運営にご協力いただきまして感謝申し上げます。

国際情勢も、中国、韓国との緊張も増す中、民主党、自民党の党首選出選挙もありますし、近く行われるでありましょう解散総選挙もうわさをされているところでもあります。玖珠町議会といたしましても、今後の施策に大きく影響してくるものと思います。今後とも注視していかなければと考えているところでもあります。

さて、実りの秋を迎え、各地で稲刈りを初め農作物の収穫作業で農家は多忙を極めております。梅雨時期に発生いたしました大きな災害も、国の災害査定も始まりまして、いよいよ災害復旧工事も本格的に始まることと思います。1日も早い復興を願うところでもあります。

また、10月には先ほど町長の話にもありましたけれども、町民体育大会を初めとするスポーツ行事や芸術、文化行事が展開されます。多くの町民の方々の参加をいただき、明日の生きる活力を町民皆様と育みたいと思います。

議員、執行部各位には、くれぐれも健康に留意し、それぞれの場においてご活躍されますことを祈念するものであります。

これをもちまして、平成24年第3回玖珠町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午前11時07分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成24年9月24日

玖珠町議会議長 高田修治

署名議員 廣澤俊幸

署名議員 尾方嗣男